(二)　定義
この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいうこととした。ただし、一部を除き、我が国において行われるものに限ることとした。(第二条関係)

(三)　基本理念
国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第三条関係)

(1)　世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。

(2)　国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。

(3)　全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。

(4)　青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。

(5)　国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(四)　国の責務
国は、基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第四条関係)

(五)　地方公共団体の責務
地方公共団体は、基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第五条関係)

(六)　財政上の措置等
政府は、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第六条関係)

2　基本計画

(一)　政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないこととした。(第七条第一項関係)

(二)　文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととし、決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこととした。(第七条第三項及び第五項関係)

3　基本的施策

(一)　国の施策

(1)　大規模祭典の継続的かつ安定的な実施
国は、大規模祭典（国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。）を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるとともに、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携等を図ることとした。(第八条～第一三条関係)

(2)　情報の収集等
国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずることとした。(第一四条関係)

(3)　専門的能力を有する者の確保等
国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずることとした。(第一五条関係)

(4)　ボランティア活動への参加の促進等
国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進、国際文化交流の祭典の相互の連携、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずることとした。(第一六条～第一八条関係)

(二)　地方公共団体の施策
地方公共団体は、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずることとした。(第一九条関係)

4　国際文化交流の祭典推進会議
政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けることとした。(第二〇条関係)

5　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（法律第四九号）（国土交通省）

1　目的
この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2　定義

(一)　「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいうこととした。(第二条第一項関係)

(二)　「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物（物置その他の簡易な構造の建築物で一定規模未満のものを除く。）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいうこととした。(第二条第二項関係)

(三)　「地域福利増進事業」とは、公園、広場等の整備に関する事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいうこととした。(第二条第三項関係)

(四)　「特定登記未了土地」とは、所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等がされていない土地であって、公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるものをいうこととした。(第二条第四項関係)

3　基本方針
国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する基本的な方針を定め、これを公表しなければならないこととした。(第三条関係)

4　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置

(一)　地域福利増進事業の実施のための措置

(1)　地域福利増進事業を実施する者は、特定所有者不明土地を使用しようとするときは、都道府県知事に対し、土地使用権等の取得についての裁定を申請することができることとし、都道府県知事は、一定の要件に該当すると認めるときは、裁定申請があった旨等の事項を公告し、裁定申請書等を当該公告の日から六月間公衆の縦覧に供した上で、裁定をすること等とした。(第一〇条～第一三条関係)

(2)　裁定があったときは、裁定申請をした事業者は、土地使用権等を取得すること等とした。(第一五条関係)

(3)　使用権者は、土地使用権又は物件使用権の存続期間が満了したとき等は、使用権設定土地を原状に回復し、これを返還しなければならないこととした。(第二四条関係)